

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の取組方針(案)～

令和5年6月20日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度～令和7年度）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取り組みを継続**している。

【達成すべき目標】

**利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。**

減災対策協議会では、河川管理者、气象台、市区町、水防管理者、鉄道事業者を構成員として、主に以下のソフト対策の取組を実施する。

減災のための目標達成に向けた3本柱の取組

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**
2. 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための**水防活動の取組**
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための**排水活動の取組**

2. 第2期の取組

- 第1期の総括を踏まえ、**(1) 優先的に取り組むべき取組**、**(2) 質的な向上を図る取組**、**(3) 進捗率向上を目指す取組**を選定し、メリハリある取組を行う。

(1) 優先的に取り組むべき取組(例)

- ◆ 法的義務あり、または法的努力義務あり・取組の目標年が設定されている(下線部)
 - ・No.28 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知(義務)
 - ・No.35 水防災に関する説明会や避難訓練の開催(努力義務)
 - ・No.36 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ 法的義務あり
 - ・No. 22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
 - ・No.20 避難場所・避難経路の再確認と改善

(2) 質的な向上を図る取組(例)

- ◆ 法的義務あり
 - ・No.19 避難指示等の発令基準の改善
- ◆ 法的努力義務あり
 - ・No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
 - ・No.16 住民等への情報伝達方法の改善
 - ・No.38 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
 - ・No.51 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ 法的制約なし
 - ・No.32 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

(3) 進捗率向上を目指す取組(例)

- ◆ 法的努力義務あり
 - ・No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
 - ・No.24 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進
- ◆ 法的制約なし
 - ・No.54 水害に対応した企業BCP策定への支援

		進捗率 (▲実施中+●実施済) / 対象市町数				
		0~49%	50~79%	80~99%	100%	
法的背景	法的義務あり	AA 取組の目標年が設定されている	今後の優先度1			
		A 達成後は点検へ移行	今後の優先度2	今後の優先度3	今後の優先度4	達成
	B 達成後、継続が必要				継続	
	努力義務、または関連事項あり	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度5	今後の優先度6	今後の優先度7	達成
		B 達成後、継続が必要				継続
	法的位置づけなし	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度8	今後の優先度9	今後の優先度10	達成
B 達成後、継続が必要					継続	

図 取組の選定イメージ

2. 令和5年度に重点的に取り組むべき取組

- 今回のフォローアップ調査結果を踏まえ、令和5年度以降は以下の方針で進捗率・到達レベルの向上に取り組む。

(1) 優先的に取り組むべき取組

- 「No.36 教員を対象とした講習会の実施」について、市区町だけでなく県、気象台、事務所、他機関等が協同・連携して取り組み、進捗率の向上を図る。

(2) 質的向上を図る取組

- 優先的に取り組むべき取組にも該当する「No.22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進」について、課題を抱える施設管理者や市区町に対し、取組事例の紹介や助言等を行うなど意識の醸成を図る。

(3) 進捗率向上を目指す取組

- 取り組むべき内容を再確認し、進捗評価を精査するとともに、進捗率の向上を図る。

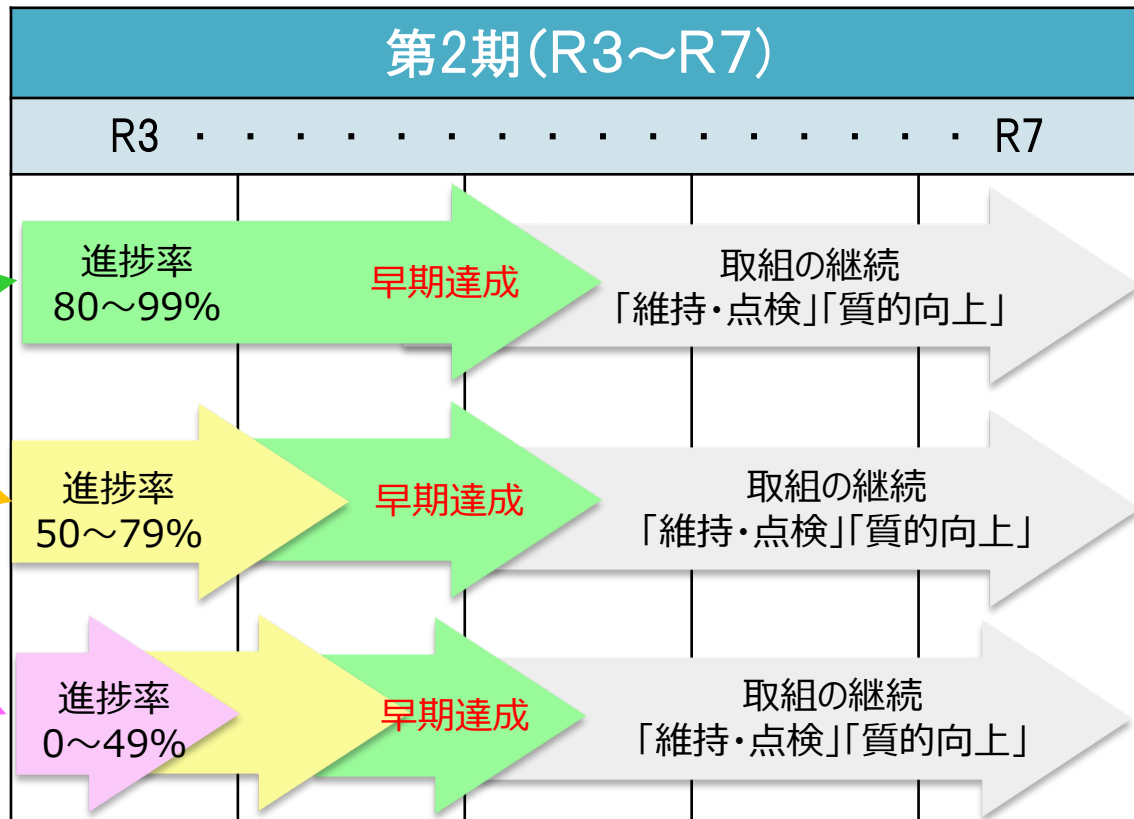
共通

- ポータルサイト等の活用により、これまで以上に取組事例や取組を手助けするツール（各種マニュアル、防災教材等）の共有を図り、進捗率・到達レベルの向上を図る。

2. 第2期の取組

- 第2期は令和7年度までであるが、令和7年度を待たずに**早期達成を目指す**。
- 達成した取組及び進捗率の高い取組については、「**維持・点検**」を**継続**するとともに、次のページの取組のPDCAによって「**質的な向上**」を目指して**取組を継続**する。

		進捗度			
		低			高
		進捗率 (▲実施中+●実施済) / 対象市町数			
		0~49%	50~79%	80~99%	100%
高 ↑ 法的 重要性	法的義務あり	AA 取組の 目標年が設定 されている	今後の優先度	今後の優先度	達成
	A 達成後は 点検へ移行	今後の 優先度 2	今後の 優先度 3	今後の 優先度 4	継続
	B 達成後、 継続が必要	今後の 優先度 5	今後の 優先度 6	今後の 優先度 7	継続
	努力義務、ま たは関連事項 あり	A 達成後は 点検へ移行	今後の 優先度 8	今後の 優先度 9	達成
	B 達成後、 継続が必要	今後の 優先度 10	今後の 優先度 11	今後の 優先度 12	継続
	法的位置づけ なし	A 達成後は 点検へ移行			
	B 達成後、 継続が必要				
低					



2. 第2期の取組イメージ（参考）

- 基本的に、取組は一度実施して終了ではなく、**維持・継続し、定期的に、または災害発生時等に見直しを行いブラッシュアップ**していくことが重要である。

取組のPDCA

